

地租ノ時勢順應力ニ就キテ

神戸 正 雄

緒言 (一) 可動不動ノ利弊 (二) 本研究ノ目的

本論 (一) 地租ノ時勢順應力缺乏ノ原因 (A) 臺帳制度 (B) 物上負擔の性質

(二) 地租ノ時勢順應力缺乏ノ結果 (A) 其利益 (B) 其弊害

(三) 地租ノ時勢順應力缺乏ノ排除 (A) 地租ノ廢止 (B) 地租維持ノ下ニ於ケル緩和策 (い) 地租其モノニ於ケル改修 (ろ) 地租

外ノ租税ニ於ケル補足

結論——本論ノ概括

(一)

凡ソ社會ノ事物ハ餘リニ可動デモ可ケナイガ、餘リニ不動デモ宜シクナイ。可動ニ利モアレバ害モアリ、不動ニ於テモ齊シク利モ害モアル。タダ各物ニハ其レ々々本來ノ特徴ガアツテ可動カ不動カニ偏スル。是ニ於テカ不動的ノ物ニハ可動的ノ物ヲ組合セテ長短相補ハセ、更ニ其上ニモ各物ニ就イテ偏傾ヲ若干適當ニ緩和スルコトガ必要トナル。租税モ亦一ノ社會的事物トシテ此範疇ヲ漏レナイ。各税ニハ其レ々々ノ特徴偏傾ガアツテ、或モノハ可動的、他ノモノハ不動的デア。之ヲ巧ミニ結付ケテ一ノ租税體系ヲ作ルノガ必要デア。勿論、各税ノ偏傾ヲ相當ニ緩和ス

1) Fuisting, Grundzüge d. Steuerlehre. S. 357.
2) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 425. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 525.
Beaulieu, L. S. d. finances. 5 ed. I. p. 307.
3) Stein, Lehrbuch d. Fw. 5 Aufl. II 2. S. 27.

ルコトニモ意ヲ用キナクレバナラス。試ミニ諸多ノ税ノ中ニ就キテ地租ヲ採リ來リテ觀察スルト、此税ニハ不動の傾向ガ最強ク、此性質ヲ帶ビタル代表的ノ租税トイフコトガ出來ル。而シテ其ニハ弊モアルガ又利モアルカラ、其ヲ明カニシ更ニ其原因ヲ究メ併セテ其弊害匡正策ヲ講ズルノガ本編ノ目的デアアル。但シ予ガ租税ノ可動不動問題ヲ研究スルニツキ特ニ此地租ヲ選ンダノハ、此税ガ之ニツイテノ代表的ナルガ爲メノミデハナク、最古(註一)最要(註二)ノ租税ノ一デ、諸他ノ長所ヲモ兼備シテ(註三)、未ダ容易ニ過去ノ遺物トノミ輕視スル譯ニ行カズ、今日ノ財政モ尙ホ大ニ之ニ待ツ所アルガ爲メデアアル。

(註一) 之ニツキばすていぶる、わぐじい、ぼとりゆーハ最古ク且ツ最廣ク行ハレタル租税ノ一トイヒ、すたいんハ此税ハ世界ノ凡ヘテノ税ノ第一ノ最原始的ノ税テ、且ツ古クヨリ凡ヘテノ國民ニ最良ク了解サレタルモノデアツタトイヒ、ぶあいふあーハ既ニ最古キ歴史ニ於テモ土地ガ特ニ課税サレタルヲ見ル。ガ其ハ當時ノ財政ガ租税ニツキ單ニ確實ト多收トヲ要求シタカラトイヒ、らうハ此税ガ他ノ直接税ヨリモ一層早く成立シタノハ、當時富ガ殆ト專ラ土地ニ存シタカラシテ當然ノコトデアルトイヒ、ぼるぐとハ單ニ之ヲ以テ最古ノ税ニ屬ストイヒ、ぼりゆーハ此ホド廣ク行ハレタ税ハ他ニナイ。之ヲ缺クガ如キハ社會經濟史上ノ稀ナル例外デアルトイフ。⁶⁷⁾

之ヲ史實ニ徵スルニ、此税ハ古クハ埃及ノゼセすとりす王ノ時ニ遡ル。此御世ニ運河築造費ヲ支辨スルガ爲メニ、戰士階級ニ配與サレタル國土ノ三分一ノ處ニ(所有者自ラ耕作スル部分ヲ除キ)或税ヲ課シタトイフノガ此デアアル。ぶこれめあノ時ニハ僧侶階級モ其所有地ニツキ之ヲ課セラルルコトトナリ、其税額ハ總收益ノ五分一デアツタ。其レカラ波斯帝國ニモ王ノミナラズ州ノ太守ニモ納ムヘキ地租ガアツタ。而モ此力既ニ貨幣税ト實物税トヨリ成ツテ居タ⁶⁸⁾。希臘ノあてんニハ特段ナル地

5) Rau, Grundsätze d. Fw. 5 Aufl. II. S. 9.

6) Borgh, Fw. S. 120.

7) Parieu, Traité des impôts. 2 ed. I. p. 170.

8) Rau, a. a. O. S. 35-6.

9) Rau, a. a. O. S. 36. Böckh, Die Staatshaushaltung der Athener. II. S. 3 ff.

租ハナイガ、國家ノ須要アル場合ニ課セラレタル財産税ノ中ニテ土地ガ課セラレタ。羅馬ニテハ地租ハムシロ頗ル重要ナ收入源テ、此ガ入頭税ト共ニ、*Capitatio* ニ屬シ、*Tributum soli* 又ハ *centi* ト稱セラレタ。⁹⁹⁾

(註二) につちハ凡ヘテノ直接税中、最水ク最大ナル重要ナ有ツモノハ地租也トイヒ、¹⁰⁾ らうハ地租ハ直接税中、多收ニツイテハ第一位ヲ占ムトイヒ、¹²⁾ ろつしあー、えーべるひハ此税ガ諸國ニテ今モ尙直接税又ハ收益税中最重要ナルモノトイヒ、¹³⁾ あいぜんはるごハ之ヲ以テ租税中ノ眞珠、租税體系ノ礎石トイフ。¹⁴⁾

之ヲ史實ニ徴スルト、一八六五年ヨリ少シ前ノ頃ニ於ケル地租ノ地位ハ左ノ如ク重要デアツタ。¹⁵⁾

	全租税中(%)	全直接税中(%)		全租税中(%)	全直接税中(%)
西班牙	四〇	七六	白耳義	二五	五三
ばいえるん	二九	六九	グッるてんべるひ	二五	五七
佛國	二九	五九	普魯西	一八	三八
奧國	二八	四四	ばいでん	一六	四五
普魯西	一八二年頃 二七、四	一八三一年 二二、六	匈牙利	一八二年頃 四七、五	一八九五年 三八、三
ばいでん	一五一、三	一八九三年 三八、七	佛國	一四六、六	一八九六年 二二、〇
西 奧	一、三九、二	一八九五年 三、八	伊太利	?	一八九六年 二二、一

我邦ニテモ地租ハ今日(大正六年)度實行豫算尙ホ左ノ如キ重要ヲ占ムル。¹⁷⁾

尤モ其後時勢ト共ニ地租ノ直接税中ノ地位ハ漸次低クナツタ。其關係ハ左ノ如クデアル。¹⁵⁾

全租税中	二三、%	租税、專賣益金、印紙收入合計中	一七、%
------	------	-----------------	------

而シテ地租收額ハ七二、八一五、七四七圓テ、隨テ地租ハ酒税(八九、八七四、七二三圓)ニ次イテノ第二位ノ租税デアリ、直接税又ハ收益税中テハ最重要也トイハルル。尙ホ我邦ノ地租ノ租税、專賣益金、印紙收入合計百中ノ關係的地位ハ古ク廻ルホ下高イ。左ノ通りテアル。此數字ハ一九〇二—三年分迄ハ予ノ管テ發表シタルモノニ依リ、¹⁵⁾ 其後ノ分ハ予ノ新ニ計算シタ所ニ係ル。

12) Rau, a. a. O. S. 9.
 13) Roscher, System d. F.w. 5 Aufl. I. S. 449. Ebeberg, F.w. 9 Aufl. S. 206.
 14) Eisenhart, D. Kunst d. Besteuerung, S. 42.
 15) Rau, a. a. O. S. 10. Roscher, a. a. O. S. 451.
 16) Roscher, ebenda.

一八六七—八年	七四、	一八八七—八年	六九、
一八七三年	九一、	一八九二—三年	六一、
一八七七—八年	八九、	一九一七—十八年	四〇、
一八八二—三年	七五、	一九〇二—三年	二七、

(註三) 地租ノ不動的ナルコトノ結果タ。長所ハ收入ノ確實トイフコトデアルガ、此外ニモ地租ニハ(1)多收、(2)徴收費ノ小ナルコト(豪農制定ニハ多費ナルモ、一旦其ノ定マリタル以上ハ、徴收費少シ)、(3)物體公然ニシテ其捕捉容易ナルコト、(4)國民道義ヲ傷フ恐少キコト、(5)土地利用改良ノ刺激ヲ與フルコト等ノ利ガアル。

多收ニ於テ直接税中第一位ヲ占メ且ツ國庫ニ確實不動ノ所得ヲ與フルモノ也トイヒ、²⁰⁾ ぶあいふあーハ確實、多收ノ外、容易(物體隱匿ノ困難ノ爲メ捕捉ノ)ヲ擧ゲ、²¹⁾ ばりゆー、こーん、うんぶえんばはハ捕捉ノ容易(物體ノ公然ニ擧ゲ、むるはる)トイヒ、²²⁾ 此ハ地租ノ特徴トシテ人が徴收ノ簡單、廉價、確實、義務者ノ脱税スヘカラザルコト(物體ヲ運去リ、隱匿スヘカラザル爲メ)國民道義ヲ傷フ恐最少キコト(虚偽ノ不能ナル爲メ)ヲ擧ルモ、此等ハ人ノ考フル程ニハ非ズシテ或程度ニテ然リトイヒ、²³⁾ 某匿名引退政治家ハ地租ニ土地耕作改良ノ刺激ヲ認ムル。蓋シ此税ガ一旦定マルトハ税額ガ不動ナルヨリ、其土地ナ一層其利用スル者ハ之ヲ忘ル者ヨリモ一層大ナル利益ヲ擧ルヲ得ルカラデアル。

(二)

地租ハ不動的デアアル。時勢順應力ノ乏シキモノデアアル(註四)。其ガ如何ニシテ然ルカトイフト

(1) 第一ニハ此税ハ所詮租稅技術上日本ノ其ノ如ク臺帳ニ登録サレタル或價格ニ基キテ課セラルルコトトナリ、而カモ其臺帳ガ一旦出來上ルト、其ガ確定的トナルヲ免レヌトイフコトニ在ル(註五)。

然ルニ土地其モノノ收益事情ガ段々ト變遷スルカラ、其臺帳ガ益々事情ニ適應セザルモノトナル。

19) Vocke, Ueber d. Besteuerung d. Landwirtschaft. Z. f. g. Stw. Jg. 1873. S. 641.

20) Rau, a. a. O. S. 9.

21) Pfeiffer, a. a. O. S. 127.

22) Parieu, l. c. p. 277. Cohn, System d. Fw. S. 520. Umpfenbach, Fw. S. 234.

23) Munkard, Theorie u. Politik d. Besteuerung. S. 26.

テ勿論其ニ應ジテ之ヲ改定シナケレバナラヌガ、其ニハ大ナル費用 年月、困難ヲ伴フカラ、此ガ行ハレ難キコトニナル(註六)。(2) 加之此税自身物上負擔タルノ傾向ガ大イコトノ爲メニモ(註七)、此ガ税額ヲ増減スルト却テ新ナル不公平分配ヲ生ズルノ嫌アリトイフノデ、其ノ臺帳其モノモ税率モ其儘動かサナイコトニナル。臺帳ニツキ一定年後ニ改定スヘキコトヲ豫定シナイ場合ハ勿論、假令之ヲ豫定シテモ(註八)尙且ツ改定ヲ躊躇スルコトニナル。改定ハ兎角小改定ニ止マルコトニナリ、政府ニ收入増加ノ必要生ジタルトキニハ之ヲ避ケテ他ノ面倒少キ税ニ向フ傾ガ大イ²⁶⁾而シテ恰カモ此地租ガ斯ノ如クニシテ不動トナルガ爲メニモ、土地ノ物上負擔トナル傾ヲ助クルコトニナル(註九)。

(註四) 之ニツキへけるハ *Stabilität*、ふいすちんぐハ *Einstarrung*、しえふれーハ *tatsächliche Stabilität*、わぐなーハ單ニ *Stabilität d. Einnahmen* ナ用ヘル²⁷⁾

(註五) ほふまんハ曰ク、地租ハ或ハ單ニ分配ノ標準ニツキ、或ハ税額ニ關シテモ一定的ニ確定サルト²⁸⁾

(註六) むるはるご、らう、ふいてちんぐ、へける、こんらご、ぼるごご、ばすてーぶハ多費ト困難トノ爲メニ臺帳改定ノ行ハレ難キコトヲ説ク²⁹⁾

尙ホ一般ニ臺帳作成ノ短所トシテ、うんぶえんばつはハ多費ト困難トチ擧ゲ、にっち、すたいんハ多費ト長時間トチ擧³⁰⁾グ、ぼるごごハ多費ト長時間ト困難トチ擧ゲ、ふなっけハ困難ト多費ト結果ノ不満足トチ擧ゲ、ぶあいふあー、びーるざく、こごさハ多費ト長時間ト結果ノ不満足トチ擧ゲ、むるはるごハ多費ト長時間ト困難ト結果ノ不満足トチ擧ゲル³¹⁾ (註七) 之ニツイテハ古來異説紛々タリテアル。

26) Hoffmann, Die Lehre v. d. Steuern. S. 110.
 27) Heckel, Lehrbuch d. Fw. I. S. 266. Fuisting, a. a. O. S. 311. Schäffle, Steuern. B. T. S. 174. Wagner, a. a. O. S. 311.
 28) Hoffmann, a. a. O. S. 108.
 29) Murhard, a. a. O. S. 288. Rau, a. a. O. S. 13. Fuisting, a. a. O. S. 310. Heckel, a. a. O. S. 264. Conrad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 46. 50. Borgh,

(一) 肯定説——ニ依レバ地租ハ不變的ニ土地ニ附帯シテ、其價值ヲ其地方慣行ノ利子ニテ還元シタル資本タケ減少スルコトトナルトイフノデアル³⁶⁾。即チ地租ハ必然地價ヲ低下シ³⁷⁾、少クトモ事實上ノ物上負擔トナルトイフノデアル³⁸⁾。其趣旨ハ土地ガ購買又ハ相續ニヨリテ或他ノ人ノ手ニ入レルトキハ買手及相續者ハ租稅資本ニヨリテ減價サレタル土地價格タケヲ支拂ヒ又ハ相續スルモノデ、彼等ハ初メヨリ此資本ノ蒸除ノ後ニ其土地ガ値スルヨリ以上ノモノヲ財産トシテ所有シテ、隨テ租稅トシテ更ニ支出セサルヘカラサル收益部ニハ何等ノ權利ヲ有シナイ。隨ツテハ又彼等ハ本來其租稅ヲ自分ノ財産ヨリ支拂フモノナラナイトイフニ在ル。斯クテ地租ハ租稅デハナクテ地代トナル。(はふ、まん)ハ之ニヨリ地主ハ恰モ其賃價ノ利子ヲ拂フガ如キ地位ニアルコトトナルトイフ。之ニ對シはつゝ反對ス⁴⁰⁾。隨ツテ此地租ハ變更スルヲ要セス、變更スヘカラザルコトトナル。何トナレバ然ラザレバ納稅義務者ノ財産狀態ガ必要ナクシテ擾亂セラレ、租稅義務アル物價及特ニ土地ノ價值狀態ガ改變サルコトトナルカラ。此故ニ又國家ガ新稅ヲ起シ必要ヲ見ルコトトナレバ、此地代ト見做サレタル古キ地租ニハ手ヲ觸レテハナラヌ。事情ニヨリテハ土地ノ所得ヨリシテ新シキ稅(土地所得稅)ガ舊稅ノ傍ニ採ラルルコトトナルヘキデアルトイフノデアル⁴¹⁾。特ニくらいいんうえびたーガ一層明確ニ夫ノ關係ヲ説明シテ曰フニハ、斯クテ各ノ地片ハ二部ニ分ルルコトナル。其一部ハ地租ノ名ノ下ニ國家ガ要求スル所ノ土地產物ヲ生産スヘキ目的ヲ有スルモノデ、名義上ハ地主ニ歸スルモ、實際上ハ國家ニ歸スト見ルヘキモノデアアル。何トナレバ其收益ガ稅務官ニ供セラレナクレバナラヌカラ。而シテ其發部ノミガ實ニ地主ノ無制限ナル所有ニ歸スルト⁴²⁾、斯クテ彼及其他(るぎうす、こんちーび)ハ地租ヲ以テ土地財産ノ沒收トシ、ばすてーぶるハ之ヲ和ゲテ實際上ノ財産ノ没却トイヒ、ぶめいふあーハ第一ノ地主ガ斯カル確定的租稅ノ全負擔ニ任ズトイフテ居ル⁴³⁾。

(二) 否定説 反對説ノ論點ハ下ノ如シ。

1) 地租ハ一ノ租稅デアアル。租稅タル以上ハ給付能力標準ニヨリテ課スヘク、國家ハ此課稅ニ於テ租稅義務アル物體ガ如何ナル價ニテ又如何ナル事情ニテ得ラレタリヤチ問フヲ要シナイ。唯其如何ナル收益ヲ生ズルヤチ問ヘバ足ル。一層高キ價ガ拂ハレタルカ一層小ナル價ガ拂ハレタルカハ單ニ買手買手ノ事デ、國家ニ於テハ何レニナモ同デアアル。此稅デハ單ニ收

31) Nitti, l. c. p. 443. Stein, a. a. O. S. 40.
 32) Borgh, a. a. O. S. 121.
 33) Vocke, Ueber d. Besteuerung etc. S. 641.
 34) Pfeiffer, a. a. O. S. 167. Biersack, Ueber Besteuerung. S. 127-130. Cossa, Grundriss d. Fw. S. 81.
 35) Murhard, a. a. O. S. 287.
 36) Hoffmann, a. a. O. S. 110.
 37) ...
 38) ...
 39) ...
 40) ...
 41) ...
 42) ...
 43) ...

益が標準ヲ成シ、⁴⁷⁾ 従ツテ此稅カ其收益ニ相當セズ又ハ相當セザルニ至ツタトキハ、租稅ノ改正ガ許スヘキモノデナケレバナラヌ。⁴⁸⁾

(2) 地租ヲ物上負擔トイフノハ當ラナイ。物上負擔ハ私法行爲ニヨリテ生ジ、私法關係ニ屬スル。租稅ハ立法行爲ニヨリ生ジ、國家權力ノ一方の行爲ニ基キ、全ク公法ニ屬スル。兩者ハ其成立及本質ヲ根本的ニ異ニシテ居ル。然ルニモ拘ラズ租稅ヲ物上負擔トイフノハ觀念ノ混同ニ外ナラヌ。⁴⁹⁾

(3) 地租ニヨリテ土地ノ價格ガ減少セラルルコトハ精確ニイヘバ少シモ指示サレナイ。又指示サルルヲ得ナイ。特ニ獨逸デハ此價格減少ノ前提ガ當ラナイ。何トナレバ凡ヘテノ獨逸各邦ニテハ財産ノ凡ヘテノ部分及收益ノ凡テノ種類ガ多少相當ナル方法ニテ課稅セラレ、隨ツテ其物ニ於ケル租稅ノ資本額ダケノ低價ガ生スルコトヲ得ナイカラ。⁵⁰⁾

(4) 土地價格ハ變轉スルモノデ、或ハ此ガ地代ノ變化ヨリ生ジ、或ハ其同一ノ下ニ、需要供給ノ變化、利子ノ變化等ノ爲メニ生ズル。斯クテ生ズル頻繁且ツ甚大ナル價格變動ノ傍ニ、確定シタル地租ノ效果ガ發揮サレ、此稅ガ土地所有主ニトリテハ恰モ他ノ支出例之水利費ト均シク現ハレテ、彼ニ於テ能ク感知セラレナイ筈ハナイ。⁵¹⁾

(5) 地租不變更説ノ辯護者ハ常ニ粗放農ノ行ハルルコトヲ眼中ニ置クガ、今日ノ文明國ニテハ集約農ガ行ハレ、土地收益ガ増加シツアル又變動シツアル。其處ニテハ地租不變更デハ到底不公平負擔トナラナケレバナラナイ。⁵²⁾

(6) 肯定説ニテハ地主ガ其地租ヲ轉嫁スルコトガ出來ズ、自ラ負擔セザルベカラサルコトヲ基礎トスル。然ルニ此カ疑問デ、彼ハ租稅額ヲ生産費トシテ其產物ノ價格ノ中ニ組入ルルコトヲ努ムテアラウ。而シテ此ガ彼ニ多少違スルコトモ爭ハレナイ。既ニ此地租ガ多少トモ轉嫁スルトスレバ、此ガ土地ノ價值及收益ヲ壓迫スルコトハ出來ナイ。⁵³⁾

(三) 折衷説

(A) 一般ニ地租ガ物上負擔トナリ終ルヤニ就キテハ

(1) 地租ガ土地ノ特別負擔ナルトキハ物上負擔タル傾大ニ、他ノ財産收益トニ共通ナル負擔タルトキハ然ラズトイフ。

例之しえふれハ曰ク、物上負擔トナル所ノ地租ハ租稅排消ノ諸現象ノ一例デ、土地ガ資本利得ノ租稅負擔ノ平均

40) Hock, öffentlichen Abgaben u. Schulden. S. 111.

41) Vocke, Ueber d. Besteuerung etc. S. 642-3. Vocke, Steuerobjekt u. Realsteuer, in Finanz Archiv. IX Bd. S. 41-2. Roscher, a. a. O. S. 466. Eisenhart, a. a. O. S. 44-5. 55. Bastable, l. c. p. 440-1. Beauvieu, l. c. p. 318-9. Bastable, l. c. p. 128-9.

的狀態ヲ超ヘタル過重負擔ヲ負ヘル部分ノミニ起ル。如何ニ此が大ナルカハ各箇ノ場合ニ就キテ初メテ決定セラルヘキデア
ルト。⁵⁵⁾ べるぎうすモ亦曰ク、地租ガ物上負擔トナルトイフコトハ地租ガ特段ナ、税タルカケテノミ行ハルル。他階級ノ者
ト同丈ノ税ヲ土地所有者階級ヨリ取ル場合ニハ然ラスト、⁵⁶⁾ むるはるミハ曰ク、地租不可變更ノ原則(地租ヲ物上負擔ト認ム
ル結果)ハ土地ガ直接税ヲ課セラルル唯一ノ財産部ヲ成シ、隨テ他ノ兩元素(勞力資本)ガ全ク課税セラレザルカ、又ハ他ノ
兩元素ガ土地ト異リタル課税ニ服スルトキニノミ維持サルル。併シ租税ガ財産ニ基キテ課セラルル代リニ所得ヲ捕捉シ、而
モ凡ヘテ一様ニ課税ヲ變更スルナラバ、土地所有者ノ財産ハ之ガ爲メニ他階級ノ財産ヨリモ一層多ク侵サレタリトイフコト
ヲ得ナイト。⁵⁷⁾ 某匿名引退政治家ハ曰ク、地租ノ物上負擔效果ハ地租ノミ存スル時ニ行ハルル。併シ凡ヘテノ他ノ收益及所得
ガ齊シキ方法ニテ課税セラルルトキニハ、凡ヘテノれんごガ同額ダケ短縮サルルコトトナリ、何レノ一モガ特別利益ヲ受ケ
ザルガ故ニ全ク現ハレナイ。併シ甚ダ完全ナル租税制度ニテモ土地ハ常ニ租税ヨリ一層確實ニ又完全ニ捕捉セラルルカラ、
地租ガ土地ヲ多少餘計ニ壓迫スルコトヲ認メシムルト。⁵⁸⁾

(2) 地租ガ不動トセラルレバ物上負擔タル傾向大ニ、屢々改正サルレバ然ラズトイフ。——例之わるかハ曰ク、地租ガ
物上負擔ト見ラルヘキヤノ問題ハ、一般ニ決定スルヲ得ナイ。唯一定ノ國及時ニツイテノミ決定スヘキモノデアアル。且ツヤ
純然タル地租ト舊時ノ事實物上負擔トナリタル地租トノ間ニ、諸多ノ段階ガアリ、新ナル評定ガ屢々行ハレ、税額ガ多ク變
更サルレバサルホド一層多ク租税性質ガ現ハルル。前者ノ現ハルルコト少レバ後者ノ現ハルルコトモ少イト。⁵⁹⁾ ふうすちん
ぐモ亦曰ク、豫見ハヘキ時ノ間、確定シ又ハ唯小變更ノミ受クル所ノ地租負擔ハ當ニ納税義務者ノ感知ニ於テノミトラズ、
全國民生活ニ於テモ、經濟交通上ノ財ノ價格成形ニテ考察サルヘキ負擔ノ性質ヲ得ルコトトナラナケレバナラヌト。⁶⁰⁾

(3) 第一說ヲ認メ且ツ特ニ物上負擔效果ノ現ハルルニハ土地所有變更ノ頻繁ヲ要ストスルモノ、——例之わるかハ曰ク、
此所謂物税ノ物上負擔效果及租税物體ノ資本價值上ノ影響ハ勿論必スシモ常ニ生ジナイ。又完全ニ生ジナイ。財産ノ凡ヘテ
ノ收益ノ實際平等ナル類似ノ課税ニ於テハ生ズルコト困難ニ又ハ全ク生ジナイ。併シ此前提ハ通例ニハ之ヲ缺ク所デ、精密
ニハ全ク實現サルルコトガ出來ナイカラ、夫ノ效果ガ通例多少行ハルルコトトナル。特ニ物體ノ所有變更ニ於テ現ハルルト。⁶¹⁾

44) Bastable, l. c. p. 440.
 45) Pfeiffer, a. a. O. S. 129.
 46) Vocke, Steuerobjekt etc. S. 42.
 47) Vocke, Ueber d. Besteuerung etc. S. 644.
 48) Vocke, Ueber d. Besteuerung etc. S. 646. Derselbe, Steuerobjekt etc. S. 46.
 49) Vocke, Steuerobjekt etc. S. 50.
 50) Vocke, Ueber d. Besteuerung etc. S. 645. Rau, a. a. O. S. 24-5.
 51) ... S. ...

(B) 特ニ此税ノ轉嫁スルヤ否ヤニ就キテハ

(1) 轉嫁説ハ前記物上負擔否定説ニ出ヅル所ノ如シ。

(2) 不轉嫁説——例之わるかーハ曰ク、地租ノ轉嫁ハ何處ニモ現ハルルコトヲ得ヌ。何トナレバ此税カ土地ヲ世界交通ニ
衡術的ニ出スコトガ出来ナイカラ。獨逸及其他ノ國ノ農産物ノ價格ガ世界交通ニヨリ定メラルルガ故ニ、地租ガ農産物ノ價
格ヲ高ムトイヘルビすまろくノ主張ハ正當テナイト。⁶²⁾ 匿名政治家ハ曰ク、地租ハ地主ヨリ轉嫁セラレナイ。彼自ラヨリ負擔
サレナケレバナラス。彼ガ消費者ニ農産物ノ價格ノ引上ニヨツテ轉嫁セントスレバ、其供給ヲ減少シナケレバナラス。併シ
此事ハ諸地主ノ農産物ニ關スル競争上カラ行ハレナイデアラウ。齊シク小作人ヘノ轉嫁モ行ハレナイ。何トナレバ之ヲ轉嫁
スルコトニナレバ、土地ノ借手が減少シ、地主ハ自ラ耕作セザルヲ得ザルコトナリ、結局自ラ地租ヲ負擔スルコトナラ
ナケレバナラスト。⁶³⁾

(3) 或ハ轉嫁或ハ不轉嫁説——あだむすハ曰ク、地租ガ地代ニ應ジテ課セラルルナラバ、地主ヨリ土地産物ノ消費者ニ轉
嫁セラレナイ。農産物ノ價格ハ無地代ナル限界地ニテ定マリ、即チ此租税ガ夫ノ價格ト費用トノ一致スル點ニ於ケル費用ノ
状態ヲ變更スルヲ得ナイカラ。併シ租税カ凡ヘテノ土地ニ一樣ニ課セラルル場合ニハ他ノ元素ガ入り來ル。此場合ニハ租税
ガ生産費ノ最大ナル生産ノ過程ニモ干渉シ、租税ガ夫ノ費用ノ一部トナルデアラウ。要之土地ノ價值又ハ差額利得ヲ供スル
財産ノ價值ニ對スル税ハ直接税デアルガ、面積、農業經營又ハ農産物ニ依ル地租ハ此ガ一般的ニ行ハルルトシテ間接税デア
ルト。⁶⁴⁾ らうハ曰ク、農産物ノ價格ハ租税ノ爲メニ高マラナイ。何トナレバ之ガ爲メニハ一層小ナル生産ノ結果タル供給ノ減
少ガ必要デアルガ、地主ガ之ヲ決心シナイカラ。勿論各個ノ生産者中ニハ土地耕作ヲ制限セントスルモノモアラウガ、凡ヘ
テノ人ノ同様に行為ハ望ムコトヲ得ヌ。既ニ外國ヨリノ輸入ノ容易トイフコトガ新カル試ミヲ無効トスル。地租ハムシロ土
地ノ一層良キ耕作即チ耕作改良ヲ刺戟シ、之ニヨツテ一層大ナルれんごチ生セシメ、之ニヨツテ更ニ租税ナ一層容易ニ負擔
セシムルコトトナル。但々缺點アル地租デ、地代ヲ全ク吸收シ又ハ之ヲ超過スルホドナルトキハ、劣等ナル土地ヲ損失ナシ
ニハ耕作スルヲ得ナイ。斯リテ土地ノ一部ガ不用ニ止メラレ、生産物ノ供給ヲ減ズルコトトモナルト。⁶⁵⁾

54) Vocke, Ueber d. Besteuerung etc. S. 644-5.
55) Schäffle, Steuern. B. T. S. 176.
56) Bergius, a. a. O. S. 260.
57) Murhard, a. a. O. S. 364-5.
58) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 220.
59) Walcker, Fw. S. 37.
60) Fuisting, a. a. O. S. 311
61) Wagner, a. a. O. S. 540.
62) Walcker, a. a. O. S. 39.

上記諸稅ヲ綜合シテ考察スルニ、地租ガ物上負擔トナルト斷言スルノモ早計テアルガ、併シ其ガ斯カルモノトナル場合ガアリ又少クトモ其傾アルコトハ認メナケレバナラヌ。夫ノ地租ガ永ク不變デアリ、其ガ他ノ財産收益ヨリモ多少別異ナル制度ヨリ成リ、土地所有ノ變更ノ頻繁ナル事情ノ下ニ、此稅ガ物上負擔トナル傾アルコトハ爭ハレヌ。又此稅ニ轉嫁ノ場合モアルガ、轉嫁セザル傾ノ大イコトモ爭ハレナイ。併シ又此地租モノノ租稅タル以上ハ、假令其ガ物上負擔トナルトモ、尙其土地ニ於ケル給付能力ノ變動ニ應ジテ改正サルコト固ヨリ差支ナク、必スシモ之ガ不改正ヲ要求スヘキモノデハナイ。ガ併シ又既ニ物上負擔タル傾ノアル以上ハ、自然之ガ改定ヲ屢々スルコトノ避クヘキモノトナルコトモ認メナケレバナラヌ。

(註八) 例之壤國ハ十五年後、佛國ハ三十年後更正トス。⁶⁶⁾ 日本ニテハ地租條例八條ガ一般ノ地價改正ノ之アルヘキコトヲ豫想ハスルガ、一定期毎ノ其ヲ豫定シナイ。

(註九) 註七中、(三)A) 2) 參照

(三)

此地租ノ時勢順應力ニ乏シキコトニハ收入ノ確實トイフ長所ノ伴フコトハイフ迄モナキコトデアルガ、其永ク不改正ニ止マルコトノ結果トシテハ下ノ如キ諸多ノ缺點ヲ伴フヲ免レヌ。

(一) 財政上ニハ

(A) 其收入ガ殆ンド全ク不動デ、(イ) 財政需要増進ノ大勢ニ伴フコトガ出來ス、⁶⁷⁾ (ロ) 且ツ財政需要ノ増減ニ應ジテ稅額ヲ増減スルコトモ出來ザルコトトナル(註一〇)。

(B) 更ニ時ヲ經ル間ニ各地片ノ價値ニモ變動ガ起リ、土地ト他財産等トノ間ノ關係モ變遷スルニトニナツテ、土地相互ノ間及土地ト他ノモノトノ間(註一一)ノ負擔ノ公平ヲ失スルコトニモナ

66) Heckel, a. a. O. S. 264.

67) Heckel, a. a. O. S. 264. 266.

ル。

(二) 經濟上ニハ經濟界ノ變遷ニ伴ハザルコトトナル。即チ農業時代(註二二)ヨリ商工時代ニ進ミタルニモ拘ラズ、租稅ガ之ニ相應セズシテ古キ農業時代ノ稅ヲ存スルコトトナル。

(三) 社會上ニハ嘗テ土地分配ノ大體平均シタル時代ニハ格別ノ打擊トナラナカツタ所ノ地租ガ、今日ノ如ク土地分配ノ權衡ヲ失スル時代ニナルト、少クトモ小地主ニハ過大ナル生活危險ノ負擔トナル嫌ガアル(註二三)。斯クテ彼等ヲシテ益々土地所有者タル地位ヲ失ハシメ、土地分配ノ不公平ヲシテ一層著大ナラシムルコトトモナル。

(註一〇) 要スルニ此ハわづなノ所謂可動原則ニ適ハナイコトデアル。⁶⁸⁾

(註一一) 土地ガ他ノ收益源ヨリモ多少高イ負擔ヲ爲スノハ免レナイ。此ハ其ガ資産所得ニ關スルトイノ理論上ノ根據ニモ因ルガ、又一ニハ歴史的發展ノ結果トモイハルル。ふいすちんぐハ曰ク、平均的地租負擔ハ異常ニ高イ。——此ハ租稅制度ノ歴史的發展ニ係ルト。⁶⁹⁾

(註一二) ふあいふあい曰ク、舊時ニ在テハ專ラ土地ヲ課稅スルノ不公平ハ始メド人ノ感知スル所トナラナカツタ。何トナレバ人民 大多數ガ農業ニ從事シタカラ。中世ノ初メニハ實ニ人民ノ九九%ガ農業ニ從事シタト。⁷⁰⁾

(註一三) くらいんうえひたーハ此迄地租ナカリシトシ、且ツ一國ノ全土地所有ガ凡ベテ小農氏ノ所有(其家族ノ生活維持即チ絶對ノ最小活資ヲ漸ク充タス位ノ)ヨリ成ルコトヲ假定スレバ、新採用ノ地租ノ結果ハ其絶對ニ必要ナル土地ノ一部ヲ沒收サルル農民ガ最早其財産收益ヨリ生活シ能ハザルコトデアルト。⁷¹⁾

(四)

論 說 地租ノ時勢順應力ニ就キテ

第五卷 (第五號 三三三) 六四七

68) Wagner, a. a. O. S. 308. 311. 728.
69) Fuisting, a. a. O. S. 357.
70) Pfeiffer, a. a. O. S. 128.

斯クノ如ク地租ノ時勢順應力ニ乏シキコトノ爲メニ諸多ノ弊害ハアルガ、併シ其ニ伴フ長所モアリ、且ツ地租ニハ其他ノ方面ニ於ケル長所モアルカラ、未ダ容易ニ之ヲ廢棄スルコトハ出來ヌ。加之之ヲ全廢スルトナレバ其ガ現地主ニ對スル不公平ナル贈與トナルノ嫌ガアリ(註一四)、少クモ現在ノ財産關係ヲ擾亂スルコトガ大イカラ、之ヲ差控ユルトシテ、諸ノ之ヲ維持シツツ(註一五)其弊害ヲ緩和スル爲メニハ先ツ地租自身ニ在テハ

(一) 一時價標準課税法ヲ採ルコトガ肝要デアル⁽⁷²⁾。此ガ行ハルルコトニナレバ(A) 財政上ニハ(イ) 収入ガ可動トナリ、收入確實トイフコトハイヘナクナルガ、併シ(1) 財政需要ノ増進ノ大勢ニ伴フテ大體益益增收ノ勢ガ生ジ、(2) 且ツ財政需要ノ増減ニ伴フテ税額増減ヲ行フコトモ容易ニナル(註一六)。(ろ) 更ニ又土地ト他ノモノトノ關係ハ兎ニ角、土地相互ノ間ニハ公平ニ給付能力ニ應シタル負擔關係ヲ見ルコトニナル(註一七)。而シテ(B) 經濟上ニハ商工業ノ發達ニ伴フテ商工業用地ハ其レ相當ニ大ナル負擔ニ任スルコトトモナリテ、全ク長ク時勢ニ順應スルコトニナル。次ニハ

(二) 小地主減免税ノ方法ヲ講ズルコトガ肝要デアル(註一八)。即チ一定面積以下ノ小所有主ニハ特段ナル減免ヲ行フコト恰カモにゆーじーらんどノ如クスヘキデアル。之ニヨリ近代細民ノ社會的困難ハ餘程排除セラレルコトニナリ、國家の基礎モ安固ニナラウト思フ。

(註一四) (一) 地租廢止則贈與說——へつけるハ曰ク、一國ニ今日地租ナキ場合ナレバ之ヲ新ニ採用スルコトヲ決心セナイデア

ラウ。併シ凡ヘテノ文明國ニテ事實上、地租ヲ見出し、且ツ數百年來直接稅トシテ課徵セラレタカラ、既ニ其年功ガ之ヲ維持スルコトヲ勘ムル。加之此ガ時ノ進ムニ伴フテ物上負擔ノ性質ヲ持ツコトトナツタカラ、其廢止ガ現在ノ地租義務アル地
主ニ對スル不公平ナル贈物ヲ意味スルコトニナルト。其他ふあいふあー、うわるかー、こんらご等類似ノコトナイフ。⁷³⁾
(二)右ニ對スル異論——あいぜんはるこハ地租廢止ガ現在ノ所有主ニ對スル意外ノ贈與ナルコトハ認ムルモ、併シ國家ハ地租
ノ存スル所ノ物上負擔ニ對シテ物上權利ヲ有スルコトトナルモノナカレバ、舊制度ニ不公平アリトスレバ、之ヲ廢除スル
爲メニハ地租ガ國家ヨリ廢止サルルコトトナツテモ可ト考フ。⁷⁴⁾ [一]ハ贈與說ニ反對シ、此稅ノ定期的改正ヲススル
爲メニハ地租ガ國家ヨリ廢止サルルコトトナツテモ可ト考フ。⁷⁵⁾

(註一五) へつけるモ此稅ニハ種々ノ缺點ハアルガ、併シ之ヲ全廢シテ一層進歩シタル租稅ニ移ルコトハ贊成スルヲ得ヌトイ
フ。尤モ之ヲ地方稅ニ移シ、國稅トシテハ土地所得ニ對スル課稅ニ限ラウトイフ傾向ハアル。此ハ收益稅ガ財政上ノ不動
爲メニ國稅トシテ不適當トイフコトト、地方團體ノ政治及行政行爲ガ土地所有利益ニ集マルトイフコトトニ基ク。⁷⁶⁾ ばすて
ふるハ地租ヲ地方收入ノ好箇ノ種類トイフ。ガ併シ國稅トシテ好箇ノモノタルコトヲモ失ハヌ。

(註一六) 時價原則ナトルコトトナレバ、最早地租ノ物上負擔タル傾向ヲ大ニ破ツタコトヲモアリ、且ツ常ニ給付能力ニ應シ
テ課セラレ各義務者ニ常ニ若干ノ負擔餘力ヲ存スルコトヲモアルカラ、稅率ノ引上モ行ハレ易ク、勿論之ヲ引下ルコトニ際
碍モ少ナイ。

(註一七) 或ハ地價ノ上騰ニ對シ高額ノ稅ヲ課スルコトトナルノハ公平ナルカハ知ラメカ、之ガ爲メニ經濟活動ヲ鈍ラシム
ルノ弊ハナキカトイハウカ。之ニ對シテらうハ曰ク、土地收益ノ増加ニ對シテノ租稅引上ガ土地ノ改良ヲ止メ、勤勉ヲ鈍ラ
シムルトイフ心配ハ根據ナキモノナル。何トナレバ正當ナル割合ニテ課セラレタル租稅ハ得ゾレタル餘剩收益ノ大部分ヲ
殘スコトトナルカラテアル。加之此ガ永キ時ノ後ニ初メテ行ハレ)各箇ノ農業者ニ於ケル特ニ收益多キ經營ニハ地租ヨリ手
ヲ觸レナイカラトイフコトモアルト。⁸⁰⁾

(註一八) ふいすらんぐハ曰ク、主又ハ副業トシテノ農業ニテ必要の生活需要(最小消費)ノ獲得ヲ爲スニ止マル所ノ小地主ニ
免稅ニヨツテ正當ナル負擔輕減ヲ與フルコトガ勸メラルル。尤モ其限界ガ餘リ高カツテハナラス。換言スルバ斯カル免稅ハ

73) Heckel, a. a. O. S. 267.

74) Pfeiffer, a. a. O. S. 129. Walcker, a. a. O. S. 38-9. Conrad, a. a. O. S. 44.

75) Eisenhart, a. a. O. S. 55-58.

76) Beaulieu, l. c. p. 320.

完全ナル生活維持ニ十分ナラザル小土地所有ニ限ルヘキモノデアルト。⁸¹⁾ すたいんモ亦曰ク、社會的ノ地租免除ハ最小ノ土地所有ニ最小活資ヲ免除スルコトデアルト。⁸²⁾

(五)

右地租ニ順應力ヲ與フルガ爲ノニ、地租其モノニ就キテ行フヘキ改良ノ中ニツキテモ、第二ノ小地主減免稅ハ行ハレ易イガ、第一ノ時價標準法ニハ實行難ガアリ、又斯クスルトキハ必然此稅ノ收入ノ確實トイフ長所ヲ失ハナケレバナラヌカラ、之ガ決行ニ躊躇スヘキモノガアリ、旁々或ハ此方ハ止メニシナケレバナラヌカモ知レナイ。此ニ於テカ他面更ニ地租以外ノ方ニテ地租ノ順應力ヲ補足セシムルコトニ力ヲ用キナケレバナラヌ。此ニハ第

(一)ニハ全體ノ租稅體系トシテ順應力ノ大ナルモノ即チ其代表的ナルハ所得稅デアルガ、其等ノモノヲ地租ト組合セルコトニヨツテ地租ノ順應力ノ補足ヲ計ルヘキデアル(註一九)。且ツ又

(二)諸稅ノ中ニ就キテモ特ニ土地關係諸稅ヲ遺漏ナク採用シテ、而モ此ヲシテ順應力ヲ最良ク發揮セシムルヤウニ構造スル。斯クテ土地ニ關スル全體ノ租稅トシテ夫ノ力ヲ十分ニ有タシメルコトガ肝要デアル。斯クテ又固有ナル地租ハ收入確實及其他ノ長所ヲ維持シ、廣義ノ地租ニテ順應力ヲ兼備スルコトニナル。斯カル土地關係稅トシテ順應力ノ可ナリ大イノハ土地増價稅デアラウガ、此ガ我邦ニ缺ケテ居ルノハ遺憾デアル。併シ幸ニシテ我邦ニモ地方稅ヲ別トシ、國稅ダケデ

81) Fuisting, a. a. O. S. 374.

82) Stein, a. a. O. S. 55.

モ所得稅營業稅登錄稅相續階等ガ少カラズ土地ニ關係シ(註二〇)、而モ此等ガ土地ノ時價又ハ時價ノ基礎タル實收益標準トナルニ於テ、固有ナル地租ノ順應力ノ缺乏ハ餘程補充サルル譯デアアル。但ダ乍併此地租以外ノ土地關係諸稅ノ地租ニ對スル關係的地位ガ尙ホ未ダ低イ所デアアルカラ(註二一)。假令其ガ順次高クナル自然ノ傾向ハアルニモセヨ(註二二)、之ノミニ甘ンジナイデ、積極的ニモ此方ノ地位ノ高マルヤウニ計ラナケレバナラヌ。特ニ之ニツキ夫ノ土地増價稅ヲ漏ラシ居ルナドハ速カニ補足シナケレバナラヌ。兎ニ角人ハ動モスレハ地租ノミヲ見テ日本ノ土地課稅ノ順ハ方ニツキテ嘆ズルガ、上記ノ如ク解スルニ於テ地租ノ變裝シテ他稅中ニ入込ミ居ル者ニ於テ此方ヲ養ヒツツアルコトヲ看過シテハナラヌ。此ニ於テカ吾人ハ狹義地租ニハ順應力ヲ缺クモ、廣義地租ニハ之ヲ備ヘ且ツ狹義地租ノ長所ヲ維持スルコトヲ主張スルコトヲモ得ル。

(註一九) へっけるハ曰ク、人が地租ニ於ケル缺點ノ補正ヲ他諸稅特ニ人的課稅ニ於ケル相當ナル方法ニテ齎ラサウト努メタト。又曰ク全預稅制度ノ構造ニヨリ他ノ稅種特ニ人及營利課稅ノ相當ナル構造ニヨリテ地租ノ逃クヘカラザル缺點ヲ改良シ補正セントスル所デアアルト。⁸³⁾ しえふれーモ亦曰ク、不動ナル土地臺帳ハ全ク無價値トナラス。タダ土地ヨリノ所得ノ純人的課稅ニ對スル缺クヘカラザル補助トナル。——斯クテ全地租ヲ實際的純人的所得ノ課稅ノ良ク整頓シタル一部ニ改造スルコトガ地租改革ノ目的デアアルト。⁸⁴⁾

(註二〇) 統計上精密ニ此等諸稅ニ於ケル土地關係ヲ示スコトハ出來ヌ。ガ大體ハ下ノ如クデアアル。⁸⁵⁾

(一) 所得稅—大正四年度第三種所得一〇〇中

論 說

地租ノ時勢順應力ニ就キテ

第五卷 (第五號 三七)

六五一

83) Heckel, a. a. O. S. 264. 267.

84) Schäffle, Grundsätze d. Steuerpolitik. S. 299.

85) 主稅局四十二回統計年報書

(A) 土地		(B) 其他	
田	三三、九二	貸金預金其他利子	四、八七
住宅地及貸家	一〇、一二	俸給給料手當歳費	一五、二三
山林伐採	一、五六	諸給與	一、七四
原野其他土地	〇、三五	商業	二〇、六二
鑛業	〇、二一	工業	四、九一
牧養及採取業	一、〇六	商業	二、九一
計	四七、二二	勞力	〇、一四
		其他所得	二、三六
		計	五二、七八

(備考)

商工業ノ所得ノ一部モ見様ニヨリテハ土地所得トモイヘルガ、此ト同時ニ右ニテハ土地ニ計入シタル貸家所得ノ如キハ一部ハ土地以外ノ所得ナルカラ、暫ラク大體ノ觀念ヲ得ル爲メ右ノ如クニ計算スル。

(二) 營業稅——大正四年度、本稅ノ課稅標準申越物質貸價格ニ稅法ニ於ケル各稅率ヲ乘シテ得タル結果ノ三分二ヲ以テ營業稅總額ニ對比スルトキハ

營業稅總額	二一、六三三、四六六	金額	一〇〇	割合
内貸價格ニ對スル稅額	五、五一一、七四〇		二五	
其内三分二ヲ土地ニ屬スルモノト假定シテ	三、六七四、四九三		一七	
(三) 登録稅——大正四年度總收一〇〇中				
(A) 第二條不動産登記	八七、一一			
(B) 其他	一一、八九			

(四) 相續稅——ニツキテハ統計上ノ根據ヲ見出サナイガ、其運用上カラ見レバ土地ガ其物體ノ大部分デアラウ。十分ノ八位ニ見テモ可カラウ。

(註二二) 大正四年度(地租ハ大正五年一月一日現在)。⁸⁶⁾

	金額	割合
(A) 地租	七三、三八五、一〇二	一〇〇
(B) 地租外ノ土地 (關係諸稅)	所得稅(第三種所得稅ノ四七、二二%) 營業稅(貸賃價格稅ノ三分二) 相續稅(總稅額ノ十分八) 登録稅(第二條不動産登記稅)	一〇、七六九、八三八 三、六七四、四九三 四、三七六、一八四 一五、九六四、三二四
計	三四、七八四、八三九	四七
(註三二) 大正四年度ヨリ五年前ナル明治四十三年度(地租ハ四十四年一月一日現在)	七五、三八二、七一一	一〇〇
(A) 地租	一〇、六五三、〇九七	
(B) 地租以外ノ土 (地關係諸稅)	所得稅(第三種所得稅ノ四三%) 營業稅(貸賃價格稅ノ三分二) 相續稅(總稅額ノ十分八) 登録稅(第二條不動産登記稅)	四、五一二、九一八 二、八二二、〇九八 一四、七四〇、〇九六 三二、七二八、二〇九
計	四三	

(六)

以上要之、地租ニハ時勢順應力ヲ缺ク所デアリ、此ガ却テ此稅ノ長所トモイヘルガ、短所トイフヘキモノデアルカラ、之ヲ緩和スル爲メニ地租自身ニ若干ノ更正ヲ勸ムヘキデアアルガ、其方ハ寧ロ單ニ小地主ノ輕易負擔ノ創定位ニ止メテ、課稅標準ノ根本原則ハ却テ舊來ノヲ維持シ、以テ之ヨリ生ズベキ此稅ノ長所ヲ保守シ、其短所ノ匡正ハ之ヲ諸他ノ租稅、特ニ土地關係諸稅ノ補修完成ニヨリテ計ルノヲ最策ノ得タルモノト爲ス。即チ固有ノ地租ニヨツテ地租ノ特徴ヲ利用シ、廣義ノ地租ニ依ツテ地租ノ短所ヲ補充シ、以テ時勢ニ順應セシムルコトトスヘキモノデアアル。

論說

地租ノ時勢順應力ニ就キテ

第五卷 (第五號)

三九

六五三